

第30回 全国PK選手権大会 in Fujieda 売店設置規程

(キッチンカー用)

1 趣旨及び売店設置届

全国PK選手権大会 in Fujiedaにおいて、参加者へのおもてなし、イベントの盛り上がりや集客の推進を目的として、飲食や物品販売などの売店設置を行う。

なお、大会期間中、藤枝総合運動公園に売店を設置しようとする者は、売店設置届出書(様式1)に必要な事項を記入の上、営業許可証のコピーを添付して藤枝総合運動公園に提出しなければならない。

2 出店料金及び支払いについて

出店料金及び支払い方法は下記のとおりとする。

項目	摘要
出店料金	1,500円
支払方法	全国PK選手権大会 in Fujieda 実行委員会 (藤枝総合運動公園指定管理者 藤枝市サッカー協会グループ) ※当日 現金支払い ※別紙売上報告書を提出して下さい

3 売店の設置場所

藤枝総合運動公園が指示した場所

4 売店の開設時間

開設時間は、2022年8月20日(土)の大会当日午前8時から全競技終了後30分経過までとする。

5 販売商品等の搬入・搬出時間、車両入出場所

搬入時間	搬入時間は19日午後から20時30分まで。20日午前7時00分から8時00分までとする。※前日搬入の場合は、出店者の責のもと行って下さい。(防犯上の責任は藤枝総合運動公園及びPK実行委員会・藤枝市は責任を負いませんので承知下さい。)当日は午前7時00分以前の入場・搬入は認めません。
搬出時間	全イベント終了30分後以降とする。
入出場所	サッカー場正面 場内は必ず場内通行許可証を明示し、ハザード点灯し徐行で通行をお願いします。 入出は施設管理者の指示に従って下さい。 担当：藤枝市サッカー協会グループ 福永・富樫

6 駐車場について

売店を設置するものは、藤枝総合運動公園から指定された駐車場を利用すること。なお、駐車は各出店者、事前申請(出店届出書記載)の車両2台までとし、会場への駐車は1台までとする。なお、駐車の際には、事前に発行する藤枝総合運動公園発行の駐車許可証を提示すること。

7 販売品目について

品目	摘要
食品類	安全度が高く、かつ衛生的なもの
土産品	広く郷土を紹介する土産品等
運動用具類	正規品
その他	食品衛生法に基づいたもの 藤枝総合運動公園が認めたもの

8 衛生管理等について

売店の販売品目のうち食品関係については保健所の指導に従い衛生管理に万全を期するものとし、食品衛生法に基づいた販売を行うことと、食品衛生法に基づいた許可を所有することとする。

9 出店者の管理責任について

売店における販売品及び売店備品の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、藤枝総合運動公園及びPK実行委員会・藤枝市は一切その責任を負わないものとする。

10 禁止事項

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された売店以外で、立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 出店届出品目以外の品目を販売すること。
- (5) 拡声器、音響器具等を使用すること。
- (6) 危険物を持ち込むこと。
- (7) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

11 遵守事項

- (1) 販売従業員は、身分証明書を携帯すること。
- (2) 服装は清潔なものを着用すること。
- (3) 販売商品等の搬入・搬出は大会運営に支障をきたさないよう、定められた時間内に行うこと。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は各出店者が責任をもって行うこと。
- (5) 食品衛生法に基づいた販売を行なうこと。

12 売店責任者について

- (1) 出店者は、従業員の中から売店責任者を定め、現場に駐在させるものとする。
- (2) 売店責任者は、藤枝総合運動公園の指示に従い、当該売店の管理運営、販売等が適正に行われるように努めなければならない。特に食品を販売する売店にあっては、衛生に十分配慮するものとする。

13 販売中止命令について

藤枝総合運動公園は、出店者が次のいずれかに該当したときは、販売を中止させる。

- (1) この設置運営計画の項目に違反したとき。
- (2) その他、藤枝総合運動公園が不相当と認めたとき。

14 事故等の処理について

売店において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに藤枝総合運動公園に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

15 損害賠償について

出店者は、会場内の施設又は第三者に対して損害をあたえたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

16 原状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の設備、商品等を搬出整理して原状に復した後、施設管理者の検査を受けること。

17 出店販売報告

出店者は、大会終了後7日以内に、出店販売報告書（様式2）を全国PK選手権大会 in Fujieda 実行委員会に提出すること。（e-mail、FAX可）

提出先：藤枝総合運動公園指定管理者 藤枝市サッカー協会グループ

18 その他

火気を仕様する場合は、必ず消火器を設置すること。

出店業者は、見えやすい位置にゴミ箱（袋）を用意し、各自の販売で出たゴミについては回収に努めること。最終処分は藤枝総合運動公園が行うが、販売で出たゴミ以外の物（調理による廃棄物、破損した器材等）は各出店業者が責任をもって処理をすること。

※その他、必要な事項については、関係機関等と協議の上、実施するものとする。

19 アルコールの販売

アルコールの販売は可能。但し購入者へ都度、飲酒でのプレー禁止・飲酒での運転禁止の注意啓発を必ず行うこと。

◇問い合わせ

〒426-0086 藤枝市原100番地

藤枝総合運動公園指定管理者 藤枝市サッカー協会グループ

担当 富樫・福永 TEL/FAX 054-646-6100